

RCEP 署名 合意内容の概要と 国際貿易への影響

January 2021

In brief

2020 年 11 月 15 日、RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership: 東アジア地域包括的経済連携) は日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、および ASEAN10 カ国 (ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム) との間で署名されました。

RCEP は、2021 年後半または 2022 年前半に発効する見込みです。市場アクセスおよび輸入された貨物・役務の規模の観点からは、必ずしも世界最大の協定ではないものの、締約国の合計総国内生産高は 26 兆米ドル、合計人口は 22 億 7000 万人、輸出総額は 5 兆 2000 億米ドルとなっており、いずれもこれまでに締結された FTA (Free Trade Agreement: 自由貿易協定) のうち最大の数字です。

既に多くの FTA が締結されているアジア太平洋地域においても、RCEP は重要な意味を持ちます。自由貿易に対し多くの逆風がある最中での締結であるのみならず、日本、中国、および韓国の三大経済国を結び、アジア太平洋地域におけるサプライチェーンの柔軟性を高めることが期待されています。

アジアにおいて事業展開を行う企業は、RCEP を最大限に活用すべく、早い段階からその影響を分析することが重要です。また RCEP が提供する便益の範囲は既存の FTA と重なる部分も多いことから、これを機会に改めて FTA 活用の適正化が図られているかを確認することが望ましいと言えます。

In detail

物品の貿易について

RCEP は、各締約国がこれまで二国間または多国間で締結してきた FTA の代わりになるものではなく、むしろアジア太平洋地域における経済連携をさらに強化するものです。アジアにおける既存の FTA の中には広範に亘るものもあるため地域最大とまではいかないにしても、RCEP は当初の想定以上の規模になったといえます。協定文は全部で 20 の章で構成されており、物品の貿易、サービスの貿易、投資、知的財産、電子商取引、競争、政府調達、および紛争解決等といった分野について規定しています。

RCEP の規定のうち、物品の貿易に関するものが多くの締約国にとって最も重要なもの、あるいは現状最もインパクトがあるものになるとみられます。主要内容は次のとおりです。

- **関税の撤廃について**: 最終的には、締約国間の輸出入に対する関税の 90% が撤廃されます。一部の品目については発効後すぐに関税が撤廃されるものの、一定期間後撤廃される品目や、撤廃の対象から除外されている品目もあります。撤廃率が多い品目は、食品、農産品、消費財、自動車等、主に関税率が高いといわれているものです。

また、各国の関税の撤廃率は、原産国によって変わる場合があります。たとえば、韓国で輸入する場合、ニュージーランド原産品と中国原産品では適用される関税率が異なる品目があります。

- **原産地規則について**: RCEP では、すべての締約国において同じ原産地規則が適用されるとされています。すなわち、一つの締約国で原産地規則を満たしていることを証明できれば、すべての締約国において原産品として認められるということになります。そのため、一部の貿易協定と違って、同一品目に対して国別の原産地規則を管理する必要はありません。
- **累積について**: ある締約国を原産とする原材料が違う締約国での生産に用いられる場合、その生産された物品の原産判定において、当該原材料を原産品とみなすことが認められています。そのため、他の FTA と比べて、調達先を選定するにあたって自由度が高くなります。
- **原産地証明手続きについて**: RCEP における原産地証明手続きにおいて、自己証明制度が段階的に導入されます。当初、輸出者による原産地自己証明制度の利用は認定輸出者に限定され、認定輸出者以外の輸出者は、従来通り商工会議所などの原産地証明書発行機関に対して発給申請を行う必要があります。しかし、一定の移行期間後、認定のない生産者や輸出者も「原産地申告書」を作成できる、原産地自己証明制度の活用が可能になります。

また、多くの RCEP 締約国では当初輸入者による原産地自己証明制度の利用は認められず、将来的に輸入者による自己証明を認めるかどうかは発効後に締約国の間でさらに審議することとされています。ただし、日本では例外的に、発効後すぐに輸入者による自己証明制度の導入が認められます。なお、輸入者による自己証明制度を用いて輸入する場合、検認等において原産性判定の記録をより詳細に精査される可能性があるため、原産性を十分に確認できるようにしておくことが重要です。

- **関税の還付について**: RCEP では、輸入時に RCEP を適用しない輸入者は、RCEP による関税率に基づいて事後的に還付を請求することが認められています。ただし、運用上、還付は輸入申告時に将来に還付申請を行う意思を表示する場合に限定される可能性が高いとみられます。
- **非関税障壁の統一について**: 締約国は、クロスボーダーのサプライチェーン構築およびモノの自由な流れを図るため、段階的に税関手続き、検査、衛生植物検疫措置、技術規格等を統一することを RCEP で合意しています。

物品の貿易以外の規定

RCEP での物品の貿易以外の規定は物品の貿易の規定と比べて内容が比較的にあいまいで、短期的には明確なメリットは少ないものの、物品の貿易同様に重要であると言えます。主要内容は次のとおりです。

- **サービスの貿易について**: RCEP は現代の経済生活に欠かせない広範囲なサービスの貿易も対象としており、RCEP は、様々なサービス提供者に対して他の締約国に対して事業を展開する機会を与えることが期待されています。一方、具体的な規定は締約国および業界によって大きく異なるため、自社にとっての便益を適切に把握することが必要であると言えます。また、「除外リスト」を規定してリストに列挙されているサービス以外のすべてのサービスを対象にする締約国と、「含有リスト」を規定してリストに列挙されているサービスのみを対象とする締約国があります。なお、マクロ経済的視点で言えば提供する便益の範囲・規模は「除外リスト」の方が広いといわれているものの、個々の企業にとっては「含有リスト」が有利な場合があるため、どの締約国がどのサービス対象方法を取っているかだけでなく、具体的に自社にどのような影響・便益があるかを評価することが重要です。
- **企業の保護について**: RCEP の内容のうち、「競争」、「電子商取引」、「知的財産」、および「投資」に関する規定は企業の保護を目的としているものです。WTO および既存の FTA で合意されている保護と比較すれば内容はまだ浅い部分もあるものの、全体的な保護の度合いは高いといえます。

- **政府調達について**: RCEP では ASEAN が各国相手締約国と締結している既存 FTA と異なって、政府調達に関する規定があります。なお本件に関する実務上の効力は当初はさほど大きくない可能性がある一方で、主に透明性に焦点を当てている今回の合意内容は、コロナ禍で各国の政府による経済措置が増加している現状においては意味のあるものであるといえます。
- **他国の加入について**: RCEP は将来の拡大を見据えて、発効 18 カ月後から、現在参加していない国からの加入申し出を受け付けることとしています。

Insight

RCEP がすべての締約国において発効するためには、それぞれの締約国で批准手続きが完了する必要があります。また ASEAN 諸国のうち 6 カ国および非 ASEAN 国のうち 3 カ国で批准されるまでは RCEP 自体が発効しません。批准手続きは国によって数年要する場合もあることから、RCEP の発効は 2021 年後半ないしは 2022 年前半になることが予想されています。

RCEP は、環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定 (CPTPP) および ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA) 等の既存 FTA と比較すると、合意内容の範囲が狭く、関税が撤廃されるまで比較的長期間を要します。また、原産国による異なる関税の譲許スケジュール、サービス貿易についての除外リストと含有リスト等、協定の内容は複雑な部分もあります。企業にとっては、このような側面も考慮して RCEP による影響を把握することが大事です。

一方、RCEP はアジア太平洋地域において重要な協定になるといえます。経済連携、自由貿易、および経済成長を促進するとともに、アジア諸国間の輸出入を振興する効果が期待されています。これまで北米やヨーロッパに集中していた企業が RCEP の締結を受けてアジアに目を向けることも見込まれています。

さらに、RCEP は日本にとって、中国および韓国とは初めての FTA になり、これら 3 カ国にとっては非常に重要な協定になります。一方、その他の RCEP 締約国のほとんどと日本の間には既存 FTA が存在するため、自社の FTA 活用を最適化するためには RCEP 単体で検討するのではなく、既存 FTA 含むすべての協定を考慮することが望ましいと言えます。

• 今できる対策とは

RCEP の発効まで 1 年程度要することが見込まれていますが、アジアで輸出入を行っている企業にとっては早めに影響分析を進めることが推奨されます。その際、未だ段階的に引き下げられている既存 FTA の関税率が段階的譲許等により締結時から変わっていないかを確認の上、RCEP と既存 FTA を比較して、自社にとって最適な FTA 活用戦略を特定することが重要です。

RCEP が発効した際、最大限に活用するためには、原産判定管理および FTA 税率の積極的な適用を検討して、関税撤廃の詳細、税関手続き、税関検査、衛生植物検疫措置や技術規格等に関するニュースを注視することがカギになります。協定の運用方法は一部各締約国の解釈に委ねられますので、場合によっては自社にとって有利な運用方法を要請することも一つの手です。

• サプライチェーンプランニングへの影響

米中の貿易摩擦および COVID-19 の感染拡大を受けて、多くのアジアの企業は長期を見据えたサプライチェーンプランニングを再検討することを強いられています。様々な地政学的リスクに対応できる強固なビジネスモデルの構築は既に企業の優先事項の一つであり、今後ますます重要な課題になることが考えられます。この点において、RCEP は重要な役割を担います。RCEP の締結は、アジア太平洋の主要国が経済回復を促進するために自由貿易や多国間貿易の強化を目指していることを示唆しています。これは地域における協力体制をより一層強固にし得るのみならず、今後企業がサプライチェーンに関する重要な決定を下す際にはアジア太平洋地域にさらに焦点を当てるでしょう。

加えて、RCEP は企業が感じている生産拠点分散化の必要性・緊急性を、ある程度緩和させることも考えられます。RCEP 締結による締約国同士の市場アクセスが容易になることによって、企業は当初想定していたほどの大がかりな生産拠点の移転を直ちに行う必要性は、多少薄れたかもしれません。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd.

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/customs

ディレクター
Robert Olson

シニアマネージャー
芦野 大

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd. 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームであるプライスウォーターハウスクーパース WMS Pte. Ltd.、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。